右の者に対する道路交通法違反、道路運送車両法違反、自動車損害賠償保障法違反被告事件(昭和五七年(あ)第四九六号)について、当裁判所は昭和五七年六月二二日上告棄却の決定をしたところ、申立人から裁判の執行に関する異議の申立があつたが、刑訴法五〇二条の申立は、執行すべき刑の言渡をした裁判所に対しなすべきものであつて、被告人の上告を棄却した最高裁判所は同条にいう「言渡をした裁判所」にはあたらないから、本件申立は不適法である。

よつて、裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定する。

主 文

本件申立を棄却する。

昭和五七年九月二一日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	谷	П	正	孝
裁判官	団	藤	重	光
裁判官	藤	崎	萬	里
裁判官	中	村	治	朗